

大分大学工学部自己点検及び評価委員会規程

平成16年4月1日制定

平成16年工学部規程第5号

(目的及び設置)

第1条 大分大学工学部並びに大学院工学研究科における教育研究活動等の自己点検及び自己評価の実施に関し、基本的事項の策定、点検・評価のとりまとめ及び中期計画等の達成度の点検・評価を行うことを目的として、大分大学工学部自己点検及び評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成及び任期)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学部長（評価担当）
- (2) 教育研究評議会評議員
- (3) 教務委員長
- (4) 学生生活委員長
- (5) 入試委員長
- (6) 研究委員長
- (7) 産学連携推進委員長
- (8) 学術情報委員長
- (9) 国立大学法人大分大学国際戦略・推進部門会議委員
- (10) 教員のうちから選出された者 若干人
- (11) 事務長

2 前項第10号の委員の任期は2年とし、学部長が任命する。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、副学部長（評価担当）をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(会議の特例)

第5条 前条の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加したものとする。
- 3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の会議において報告しなければならない。

(委員以外の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、理工学部事務部総務係において処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命される第2条第1項第10号の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則（平成16年工学部規程第29号）

この規程は、平成16年10月13日から施行する。

附 則（平成17年工学部規程第36号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年工学部規程第2-2号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年工学部規程第6号）

この規程は、平成26年6月4日から施行する。

附 則（平成29年工学部規程第5号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。